

令和 8 年 7 月 17 日
名古屋木材健康保険組合

事業主様
事務担当者様

8月の「もっけん」たより

◎ お盆期間中の休業日について

誠に勝手ながら下記期間はお盆休業とさせていただきます。ご不便をおかけ致しますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和8年8月12日（水） ～ 令和8年8月14日（金）

◎ 賞与支払届（先月発送済）の提出をお忘れなく！

被保険者に年3回までボーナス（賞与）を支払ったときは、支給日から5日以内にその都度賞与支払届（賞与支払届総括表は廃止）の提出が必要となります。なお、賞与支払予定月にいずれの被保険者にも賞与を支給しなかった場合は、賞与不支給報告書（ホームページからダウンロードできます）をご提出ください。

※以前に『賞与支払予定月なし』と届出された事業所様につきましては、提出不要です。

◎ 高額療養費の年間上限の新設など医療費の自己負担が見直されます （令和8年8月受診分から）

令和8年8月から、医療保険制度改正により高額療養費の自己負担限度額が段階的に変わります。将来にわたり制度を維持するため、長期療養者や低所得者の経済的負担に配慮した上で、医療費の伸びや所得に応じた負担とする見直しが行われます。

また、医療費の自己負担に新たに、年単位の上限額（年間上限）が設けられたことにより、月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費の支払いは不要になります。

【令和8年8月から】

- ①自己負担月額上限額が引き上げられます。
- ②多数該当の限度額は据え置かれます。
- ③年間上限が新設されます。

【令和9年8月から】

- ①住民税非課税以外の負担区分が細分化されます。
- ②自己負担月額上限額が変わります。

◎ 「東山動植物園ウォークラリー」の参加者募集について

当健康保険組合の保健事業の一環として、令和8年9月26日（土）に開催いたします。詳細につきましては、同封の「東山動植物園ウォークラリー 参加者募集のご案内」をご覧ください。参加を希望される場合は、事業所様ごとで取りまとめていただき、令和8年8月21日（金）までにお申し込みください。